

区税ガイドブック

令和 6 年度版



より良い区へ
私たちの明日のために――

板橋区

目次

令和 6 年度 住民税の主な改正について -----	1
■ 定額減税 -----	1
■ 国外居住親族に係る扶養控除等の見直し -----	3
第 1 章 税の種類と役割 -----	5
■ 税の種類 -----	5
■ 板橋区の財政状況 -----	6
第 2 章 住民税 -----	8
■ 住民税とは -----	8
■ 住民税の申告 -----	9
■ 住民税の申告と納付の流れ -----	10
■ 住民税の計算方法 -----	13
■ 住民税の所得 -----	14
■ 所得控除 -----	18
■ 税率と特例 -----	24
■ 税額控除 -----	27
■ 住民税の税額計算例 -----	30
■ 住民税の減免 -----	31
コラム 住民税と所得税 -----	32
第 3 章 軽自動車税 -----	36
■ 軽自動車税とは -----	36
■ 軽自動車税（種別割）の税率 -----	36
■ 令和 7 年度の主な税制改正 -----	39
■ 各種手続き場所 -----	39
■ 手続きに必要なもの（原動機付自転車、小型特殊自動車） -----	40
■ 軽自動車税（種別割）の減免 -----	41
第 4 章 その他の区税 -----	42
■ 特別区たばこ税 -----	42
■ 特別区たばこ税の税率（1,000 本あたり） -----	42
■ 1 本あたりのたばこ税 -----	42

■ 入湯税-----	43
■ 特別区たばこ税と入湯税の電子申告 -----	43
第 5 章 納税について-----	44
■ 特別区民税・都民税・森林環境税の納税 -----	44
■ 軽自動車税（種別割）の納税 -----	46
■ 延滞金-----	47
■ 納付相談 -----	47
第 6 章 税の証明書 -----	49
■ 特別区民税・都民税・森林環境税の証明書-----	49
■ 軽自動車税（種別割）納税証明書 -----	50
■ 税の証明書の申請場所-----	50
■ コンビニエンスストアでの税の証明書発行（コンビニ交付サービス） -----	51
■ 住民税の証明書の郵送請求-----	52
第 7 章 Q&A -----	53
住民税が給与から差し引きされているのに納付書が届いた-----	53
源泉徴収票と税額通知書の所得額が違う -----	53
年の途中で転入した場合の課税地と証明書の発行について-----	53
昨年、退職したが納税通知書が届いた-----	53
パート収入について -----	54
障害者手帳がなくても、障害者控除は受けられるか -----	54
板橋区の住民税は高いのか-----	54
窓口のご案内 -----	55

令和 6 年度 住民税の主な改正について

■ 定額減税

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和 6 年度（一部、令和 7 年度）住民税の特別税額控除（以下、「定額減税」といいます。）が実施されます。

（１）対象となる方

前年の合計所得金額が 1,805 万円以下で、所得割が課税されている方
次に該当する方は対象外となります。

- 前年の合計所得金額が 1,805 万円を超える方
- 前年の総所得金額等が所得割の非課税限度額以下である方
- 所得控除により課税総所得金額等がゼロとなる方
- 税額控除により定額減税前に所得割がゼロとなる方

均等割、利子割、配当割、株式等譲渡所得割、退職所得（分離課税分）に係る所得割からは控除されません。

（２）定額減税額

$$\text{定額減税可能額} = 1 \text{ 万円} + \text{扶養人数（国内居住者）} \times 1 \text{ 万円}$$

定額減税可能額が定額減税前の所得割額を超える場合は、定額減税前の所得割額を限度とします。

なお、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者※がいる方については、令和 7 年度に 1 万円が減税されます。

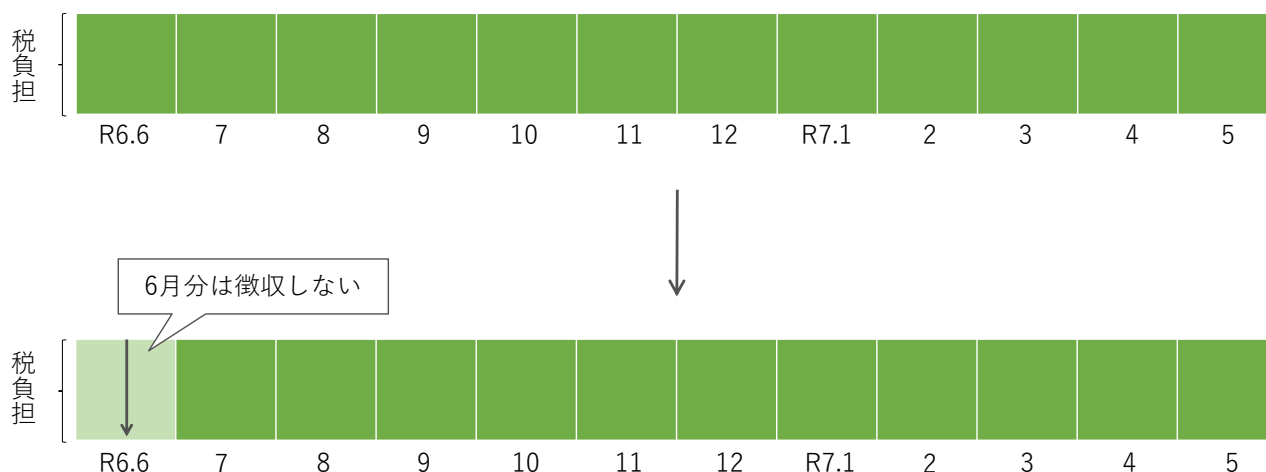
※ 納税義務者本人の合計所得金額が 1,000 万円超えで、かつ、配偶者の合計所得金額が 48 万円以下

(3) 実施方法

① 特別徴収

令和6年6月分の給与から差し引かず、定額減税後の税額を令和6年7月分から令和7年5月分までの11分割で、給与から差し引きます。

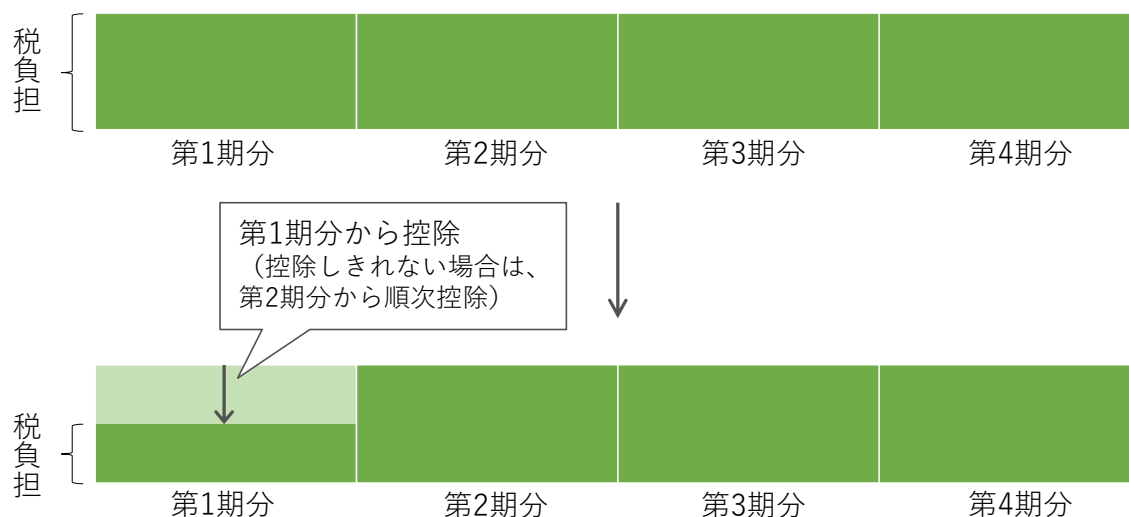
【減税のイメージ】



② 普通徴収

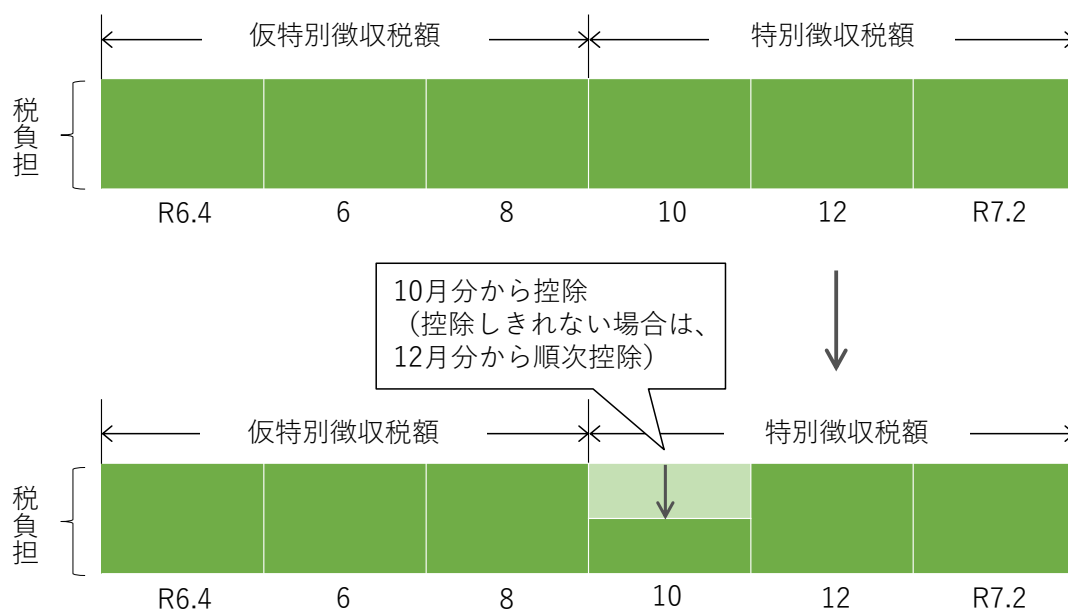
定額減税前の年税額をもとに算出した第1期分の税額から定額減税額を控除し、第1期分から控除しきれない部分の金額は、第2期分以降の税額から順次控除します。

【減税のイメージ】

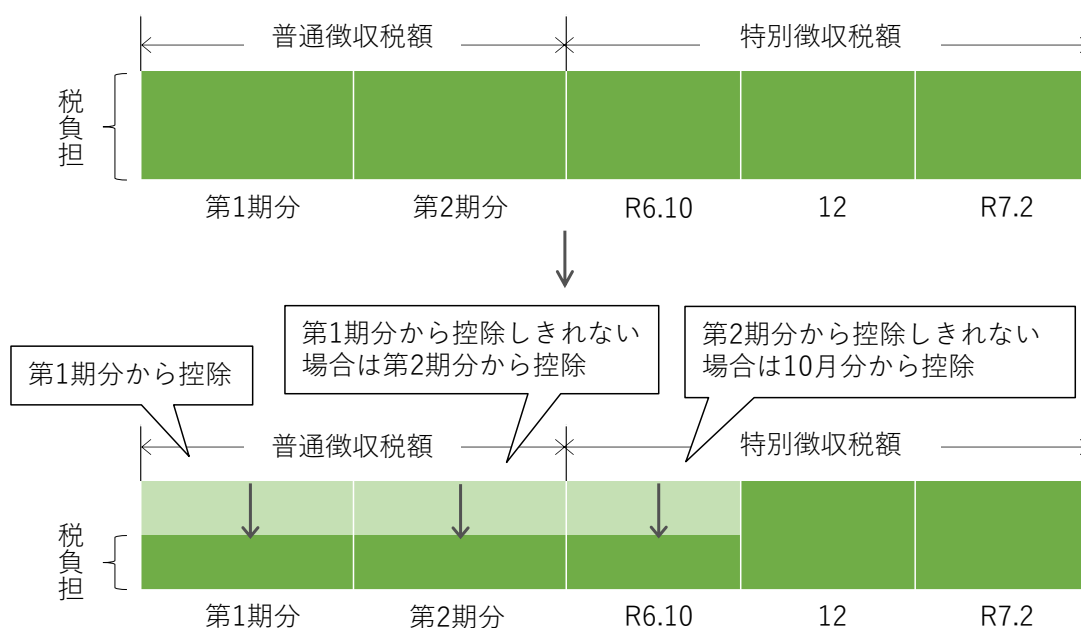


③ 年金特別徴収

定額減税前の年税額をもとに年金特別徴収税額を算出し、本徴収の10月分年金特別徴収税額から定額減税額を控除し、10月分から控除しきれない部分の金額は、12月分以降の年金特別徴収税額から、順次控除されます。



ただし、今年度から年金特別徴収が開始される方は、定額減税前の年税額をもとに普通徴収額、年金特別徴収額を算出し、普通徴収第1期分の税額から定額減税額を控除します。第1期分から控除しきれない部分は、第2期分から、普通徴収分から控除しきれない部分は、本徴収の10月分年金特別徴収額から控除します。



■ 国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

国外居住親族について、控除の対象となる扶養親族（控除対象扶養親族）の要件が厳格化され、30歳以上69歳以下のうち、以下のいずれにも該当しない者は、**扶養控除の対象から除外**されます。

- ① 留学により日本国内に住所、居所を有しなくなった者
- ② 障がい者
- ③ 納税義務者から前年中における生活費または教育費に充てるための支払いを 38 万円以上受けている者

国外居住親族の年齢	16～29 歳	30～69 歳	70 歳～
扶養控除の対象	対象となる	対象とならない※	対象となる

※上記①～③に該当する者を除く

また、扶養控除の対象から除外された国外居住親族は、住民税均等割および所得割の非課税限度額、住民税均等割の税率軽減などの算定対象になりません。

第1章 税の種類と役割

■ 税の種類

板橋区に納める税金を「特別区税」、東京都に納める税金を「都税」、これらをまとめて「地方税」といいます。また、国に納める税金を「国税」といいます。

地方税のうち、一般的な財源にあてられる税金を「普通税」、特定の目的にあてられる税金を「目的税」といいます。地方税や国税には、次のような税目があります。

特別区税	普通税	特別区民税（個人）	その年の1月1日に板橋区にお住まいの方に課税されます。 （板橋区にお住まいでなくても、区内に事業所・事務所等がある方は課税されます。）
		軽自動車税（種別割）	毎年4月1日にバイクや軽自動車を所有している方に課税されます。
		軽自動車税（環境性能割）	三輪以上の軽自動車を取得した方に課税されます。
		特別区たばこ税	区内で販売されているたばこに対し課税されます。
	目的税	入湯税	鉱泉浴場の入湯に対し課税されます。

都税														
普通税												目的税		
都民税（法人）	都民税相当分	区民税相当分	都民税（利子割等）	都民税（個人）	事業税（個人・法人）	不動産取得税	地方消費税	都たばこ税	ゴルフ場利用税	自動車税（環境性能割）	自動車税（種別割）	軽油引取税	鉱区税	固定資産税
													特別土地保有税	
													狩猟税	事業所税
													都市計画税	宿泊税（法定外目的税）

は、本来特別区税ですが、23区内では都税として課税されます。



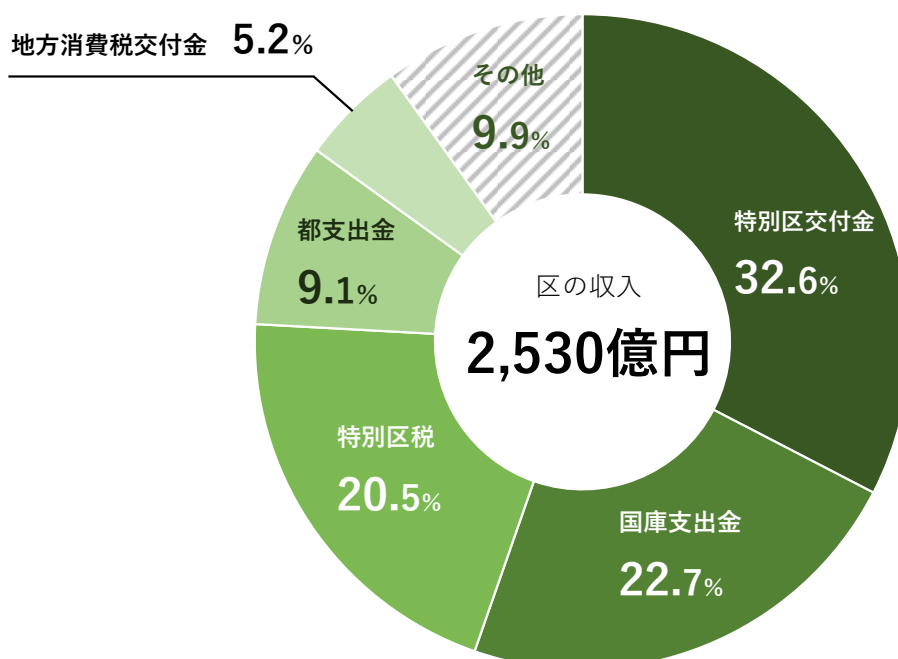
※1 令和元年 9 月 30 日までに開始する事業年度に課税

※2 令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から課税

■ 板橋区の財政状況

特別区税は、区の収入の約 2 割を占める自主財源で、区民の皆様の要望に最もふさわしい仕事を行うのに重要な役割を担っています。

1 令和 6 年度板橋区歳入状況（予算）

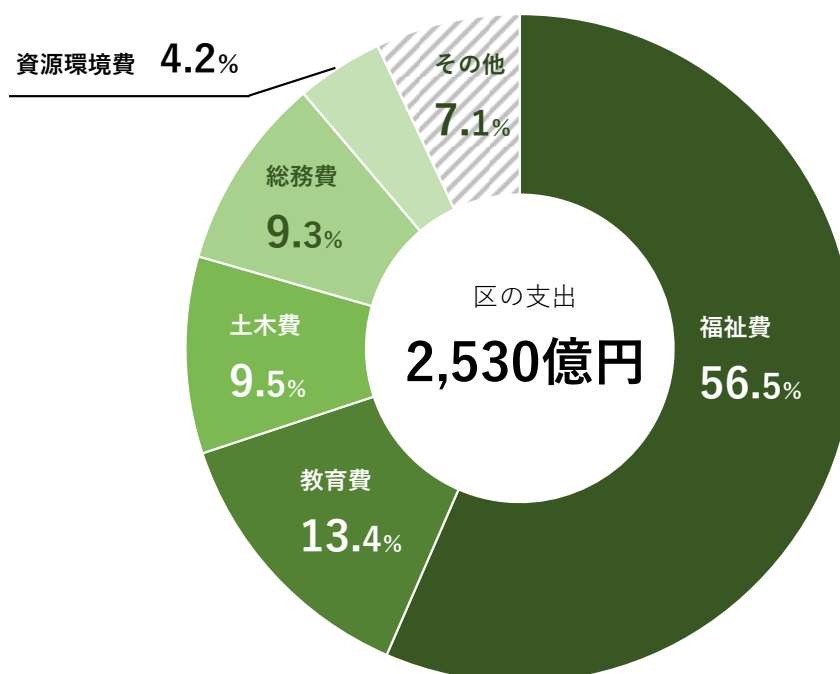


- 特別区交付金……都と区で分配している法人住民税や固定資産税などです。
- 国庫支出金……区の事務に対して国から交付される負担金や補助金などです。
- 特別区税……令和6年度当初予算額は、約519億2,800万円です。

内訳は次のとおりです。

令和6年度当初予算額 約519億2,800万円			
特別区民税	特別区たばこ税	軽自動車税	入湯税
477億9,355万円	38億2,924万円	3億400万円	72万円

2 令和6年度板橋区歳出状況（予算）



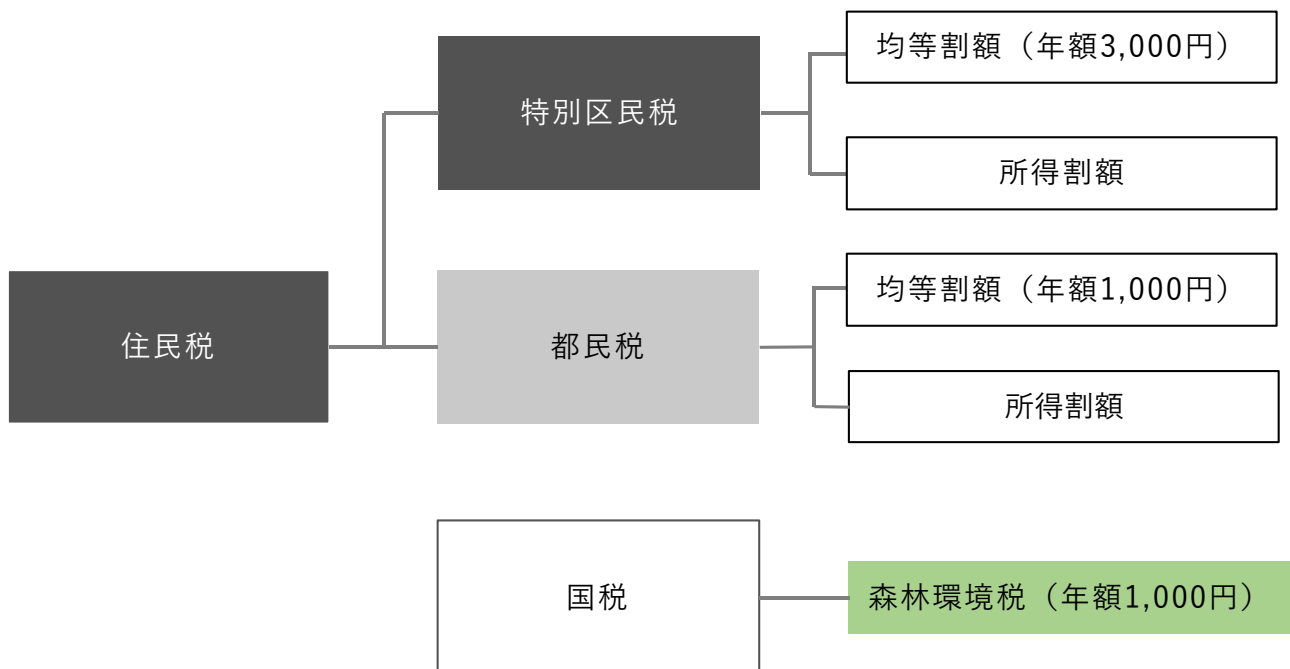
- 福祉費……子どもたち、障がいのある方、所得が少ない方などのために
- 教育費……学校、幼稚園などの教育関係に
- 土木費……道路・公園、緑化の推進、都市の整備などに
- 総務費……まちの行事、防災、集会施設、区役所の管理などに
- 資源環境費……ごみの収集・運搬、リサイクルの推進などに

第2章 住民税

■ 住民税とは

個人に対して課税される特別区民税と都民税をあわせて、一般的に個人住民税と呼びます。この章では、個人住民税を住民税と表記しています。住民税は自治体が行う身近な行政サービスに必要な経費を、住民にその能力（担税力）に応じて広く分担してもらうものです。

住民税は、毎年1月1日に住民基本台帳に登録のある自治体が、前年の1月から12月の所得をもとに課税及び徴収します。住民税は、一定の所得を超える方が均等に負担する均等割額と、その所得金額によって算出する所得割額で構成されています。また、森林の整備及びその促進に関する施策の財源として、令和6年度から、**森林環境税**が住民税と合わせて課税及び徴収されます。



なお、板橋区に住民基本台帳の登録がない場合でも、区内に事務所・事業所等を持つ方に均等割額が課税されます。

■ 住民税の申告

次に該当する方は、毎年 3 月 15 日までに本庁舎窓口又は郵送で申告しなければなりません。

① 給与所得者で次に該当する方

ア 前年中に退職、就職した方

イ 給与所得のほかに所得のあった方

ウ 雑損控除、医療費控除などを受けようとする方

② 板橋区に事業所や家屋敷を有する方で、板橋区外に住所のある方

なお、以下に該当する場合は、申告は不要です。

① 給与所得者で他に所得がなく、勤務先から区に給与支払報告書が提出されている方

② 確定申告書を税務署に提出する方

収入のなかった方も申告を

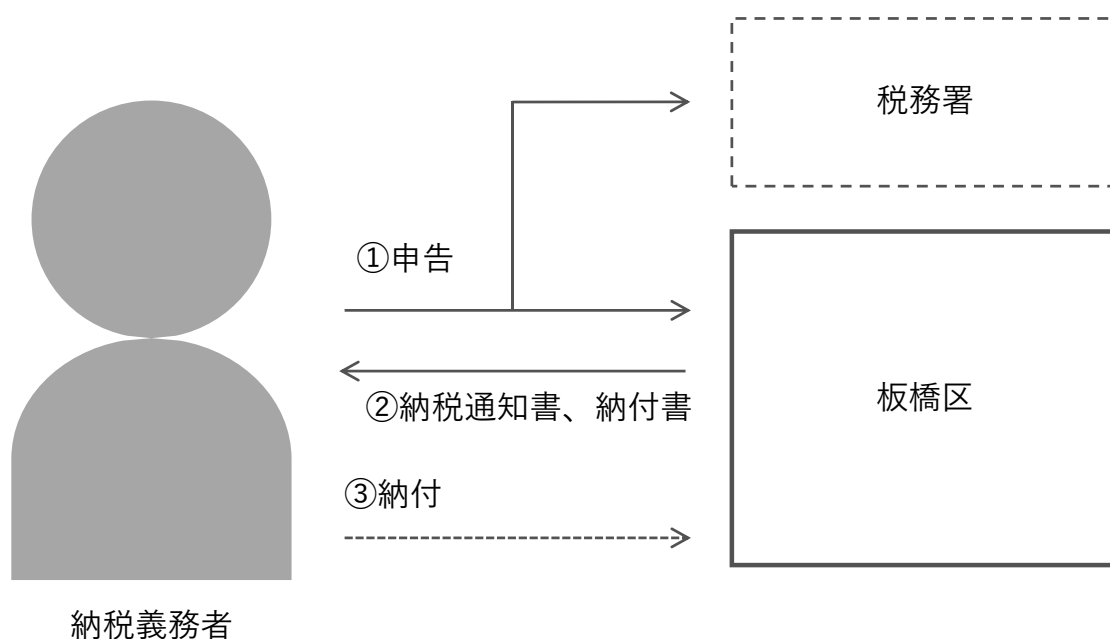
所得税の場合は、収入のなかった方（所得税のかからない方）などは、申告が不要となります。一方で、住民税は、国民健康保険や後期高齢医療制度、介護保険の保険料などの算定資料や各種サービスを受けるための資格審査の資料となるため、申告をお願いしています。また、扶養者の勤務先や官公署などで、所得額記載の非課税証明書などを必要とする方も申告をお願いします。

■ 住民税の申告と納付の流れ

住民税の徴収方法は、「普通徴収」、「給与からの特別徴収（以下、特別徴収）」、「公的年金等からの特別徴収（以下、年金特別徴収）」の3つがあります。

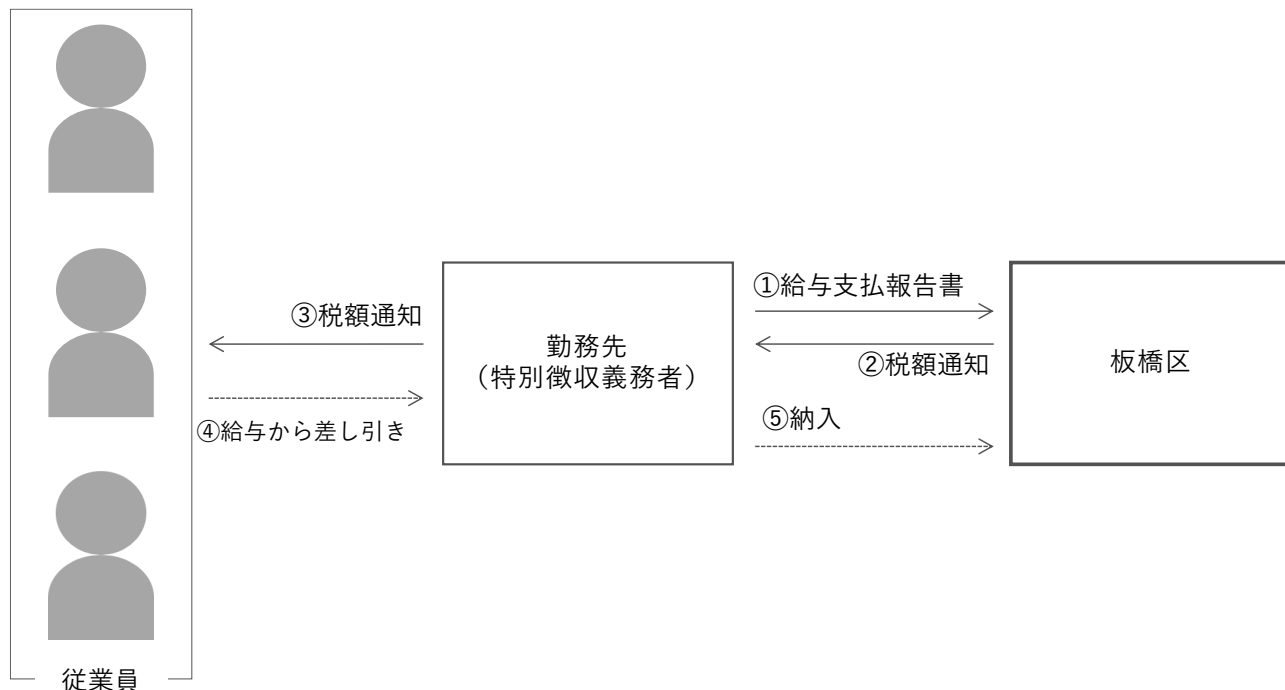
（１）普通徴収の場合

普通徴収は、自営業などの方が対象となります。板橋区は、申告内容や課税資料などをもとに税額を決定し、住民税が課税される方のみ6月10日頃に納税通知書を送付します。普通徴収の場合は、4回（期）に分けて納税義務者本人が納付します。納期限は6月、8月、12月、翌年1月末になります。



(2) 特別徴収の場合

特別徴収は、会社などにお勤めの方が対象となります。特別徴収の方は、勤務先から給与支払報告書が提出されますので、原則、申告は不要となります。板橋区は、提出された給与支払報告書の内容をもとに税額を決定し、毎年5月中旬頃に会社あてに税額決定通知書を郵送又は電子で送付します。特別徴収の場合は、住民税を6月から翌年5月にかけて12回に分けて納付します。納期限は翌月10日で、従業員本人が納付するのではなく、勤務先が毎月の給与から差し引き、区にまとめて納入します。



退職した場合の住民税

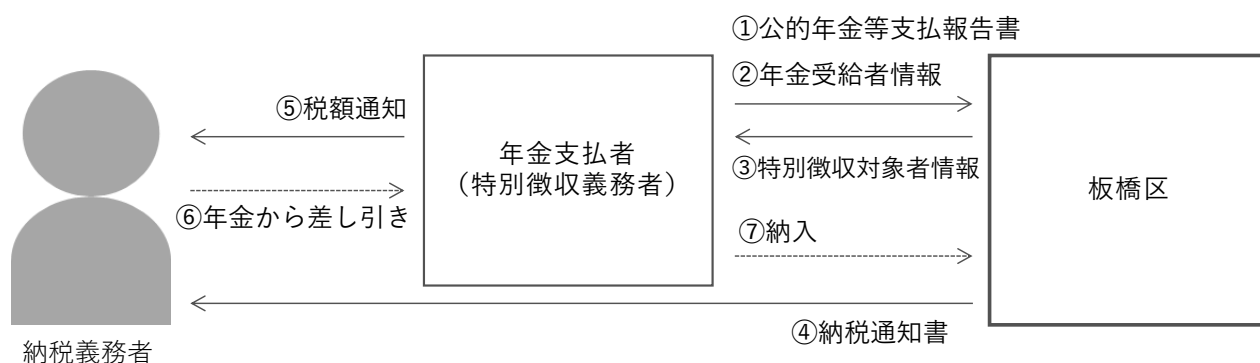
給与からの特別徴収の対象となっている従業員が退職し、給与の支払いを受けなくなった場合には、その翌月以降特別徴収することができません。したがって、次の場合を除き、普通徴収の方法により住民税を納めていただくことになります。

- ① 退職した従業員が他の会社に就職し、新しい会社で引き続き特別徴収することを申し出た場合
- ② 6月1日から12月31日までの間に退職した従業員で、残りの税額を退職手当などからまとめて特別徴収されることを申し出た場合

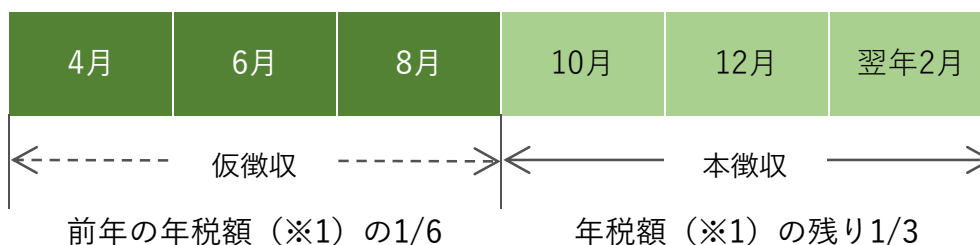
注 翌年1月1日から4月30日までの間に退職した従業員は、本人からの申し出がなくても、原則、退職する会社の給与又は退職金から残りの税額を一括で納めていただきます。(①に該当する場合を除く)

(3) 年金特別徴収の場合

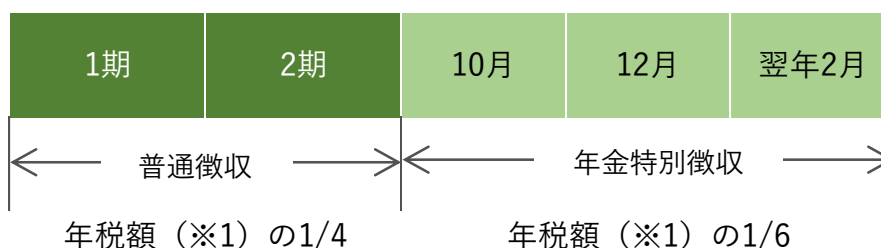
年金特別徴収は、4月1日現在、老齢基礎年金などを受給している65歳以上の方が対象となります。ただし、老齢基礎年金などの年額が18万円未満の方、公的年金からの特別徴収額が老齢基礎年金などの給付額を超える方、介護保険料が特別徴収の対象でない方は年金特別徴収の対象外となります。年金特別徴収の場合は、4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月の6回に分けて納付します。



ただし、4月分から8月分については、前年度の年税額(※1)の1/6が今年度の住民税として仮徴収されます。10月分から翌年2月分については、年税額から仮徴収分を引いた残りの金額が1/3ずつ徴収(本徴収)されます。



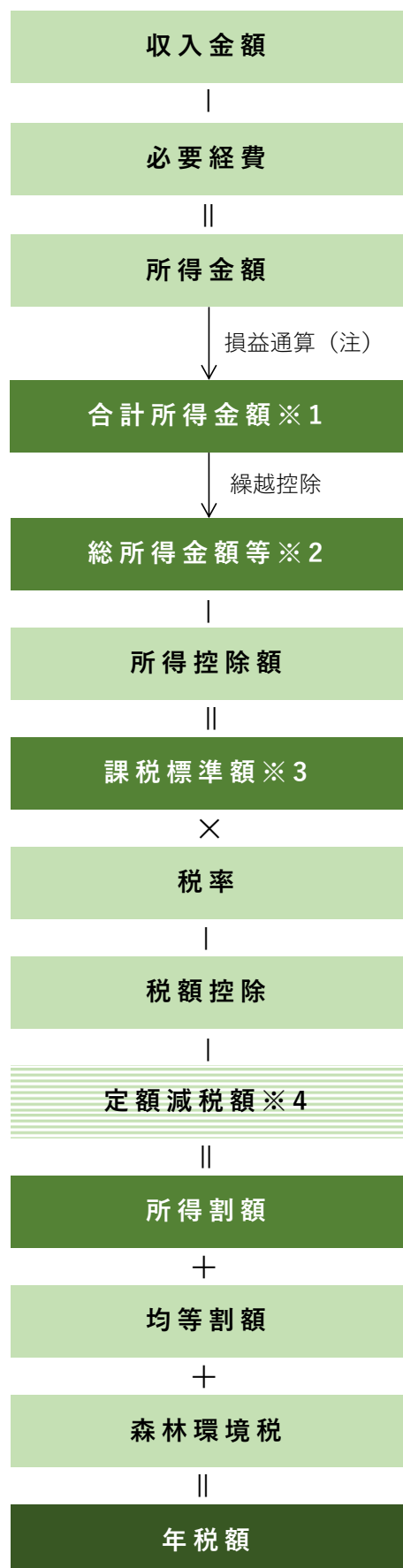
なお、年金特別徴収を開始する年度については、年税額(※1)の1/4を普通徴収1期分、2期分として納税義務者本人が納付します。10月分から翌年2月分までを年金特別徴収として年税額の1/6が公的年金から徴収されます。



(※1) 公的年金に係る税額

■ 住民税の計算方法

住民税は次の流れで計算します。



※1 合計所得金額とは、損益通算（注）後の各所得金額の合計額をいいます。ただし、申告分離課税所得は、特別控除前の所得金額、総合長期譲渡所得と一時所得は、合計額の2分の1の金額となります。

合計所得金額は、均等割非課税の判定や、扶養の判定の基準になります。

（注）損益通算とは、不動産所得・事業所得・譲渡所得・山林所得で生じた損失について、一定の順序により他の所得金額から控除することです。

※2 総所得金額等とは、合計所得金額から、繰り越すことが認められている前年度以前の損失額を差し引いた金額です。

総所得金額等は、所得割非課税の判定に用いられます。

※3 課税標準額は、1,000 円未満切り捨て

※4 所得割が課税されている方に対し、令和6年度所得割から、1 万+（1 万×扶養人数）円分が減税されます。詳しくは、p.1 をご覧ください。なお、一部の方のみ令和7年度も定額減税の対象となる場合があります。

住民税が課税されない方

①均等割額と所得割額の両方が課税されない方（非課税の方）

ア 1月1日現在、生活保護法により生活扶助を受けている方

イ 障がい者、未成年者、寡婦・ひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の方

ウ 前年中の合計所得金額が次の金額以下の方

○ 扶養親族のない方……45万円

○ 扶養親族のある方……35万円×（同一生計配偶者+扶養親族数※+1）+31万円

②所得割額が課税されない方（均等割額、森林環境税のみ課税される方）

前年中の総所得金額が次の金額以下の方

○ 扶養親族のない方……45万円

○ 扶養親族のある方……35万円×（同一生計配偶者+扶養親族数※+1）+42万円

※扶養親族数は、16歳未満の控除対象外の扶養親族を含みます。

■ 住民税の所得

住民税の所得は主に次の10種類に分類されます。

（1）利子所得

利子所得とは、公債や社債、預貯金などの利子による所得のことをいいます。利子所得の場合、必要経費が含まれないため、収入金額がそのまま所得額となります。

（2）配当所得

配当所得とは、株式の配当や出資金の分配金による所得のことをいいます。株式などの元本取得のための借入金の利子（負債の利子）が必要経費となります。

配当所得は次のとおりに計算します。

$$\text{配当所得額} = \text{収入金額} - \text{借入金の利子}$$

（3）不動産所得

不動産所得とは、家賃や地代などの不動産の貸付金による所得のことをいいます。修繕費、減価償却費、固定資産税などが必要経費となります。

不動産所得は次のとおりに計算します。

$$\text{不動産所得} = \text{総収入額} - \text{必要経費}$$

(4) 事業所得

事業所得とは、営業や農業、自由業などの事業から生じる所得のことをいいます。

事業所得は次のとおりに計算します。

$$\text{事業所得} = \text{総収入金額} - \text{必要経費}$$

(5) 給与所得

会社などにお勤めの方へ支払われる給与、賃金、賞与などを給与収入といいます。給与収入の場合、必要経費に見合う金額を収入から差し引きます。

給与所得額は次の表のとおりに計算します。

給与などの合計収入額 (A)		給与所得額
551,000 円未満		0 円
551,000 円以上	1,619,000 円未満	$A - 550,000$ 円
1,619,000 円以上	1,620,000 円未満	1,069,000 円
1,620,000 円以上	1,622,000 円未満	1,070,000 円
1,622,000 円以上	1,624,000 円未満	1,072,000 円
1,624,000 円以上	1,628,000 円未満	1,074,000 円
1,628,000 円以上	1,800,000 円未満	$(A \div 4) \times ① \times 2.4 + 10$ 万円
1,800,000 円以上	3,600,000 円未満	$(A \div 4) \times ① \times 2.8 - 8$ 万円
3,600,000 円以上	6,600,000 円未満	$(A \div 4) \times ① \times 3.2 - 44$ 万円
6,600,000 円以上	8,500,000 円未満	$A \times 0.90 - 110$ 万円※②
8,500,000 円以上		$A - 195$ 万円

※① 1,000 円未満の端数は切り捨て

※② 小数点以下切り捨て

また、次に該当する場合は、給与所得に所得金額調整控除が適用されます。

要件①

給与収入が 850 万円を超え、次のア～ウのいずれかに該当する場合

- ア 本人が特別障害に該当する。
- イ 23 歳未満の扶養親族を有する。
- ウ 特別障害の同一生計配偶者または扶養親族を有する。

控除額

(給与収入 (1000 万円を超える場合は、1000 万円) - 850 万円) × 10%

上限 150,000 円

要件②

給与所得 (10 万円を超える場合は 10 万円) および年金所得 (10 万円を超える場合は 10 万円) の合計額 (A) が 10 万円以上

控除額

A - 100,000 円 上限 100,000 円

(6) 退職所得

退職所得とは、退職手当などによる所得のことをいいます。

退職所得は、次のとおりに計算します。

$$\text{退職所得} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

退職所得控除額※

勤続年数 20 年以下の場合……勤続年数 × 40 万円

(80 万円に満たないときは 80 万円)

勤続年数 20 年を超える場合……(勤続年数 - 20 年) × 70 万 + 800 万円

※在職中に障がい者に該当することとなったことにより退職した場合は、上記で算出した控除額に 100 万円を加算した金額が控除されます。

なお、勤続年数が 5 年以内の法人役員などについては、1/2 を乗じる措置をせずに計算します。また、勤続年数が 5 年以内の法人役員など以外については、退職所得控除額を控除した残額の 300 万円を超える部分について、1/2 を乗じる措置をせずに計算します。

（７）山林所得

山林所得とは、山林を売った場合に生じる所得のことをいいます。

山林所得は、次のとおりに計算します。

$$\text{山林所得} = \text{総収入金額} - \text{必要経費} - \text{特別控除額}$$

（８）譲渡所得

譲渡所得とは、土地や建物、貴金属などの財産を売却した所得のことをいいます。

譲渡所得は、土地や建物、株式などの場合とそれ以外の場合で計算方法が異なります。
それぞれ、次のとおりに計算します。

ア 土地や建物、株式など以外の場合（一般譲渡所得）

$$\text{譲渡所得} = \text{収入金額} - \text{必要経費} - \text{特別控除額}$$

イ 土地や建物、株式などの場合

$$\begin{aligned} \text{譲渡所得} &= \text{譲渡価格} - \text{取得費} - \text{譲渡費用} \\ &\quad - (\text{損益通算・繰越控除の規定の適用がある場合はその控除金額}) \end{aligned}$$

土地や建物、株式などの譲渡所得の計算については、p.25～27 もご覧ください。

（９）一時所得

一時所得とは、生命保険契約の一時金、懸賞の賞金などの所得のことをいいます。

一時所得は、次のとおりに計算します。

$$\text{一時所得} = \text{総収入金額} - \text{必要経費} - \text{特別控除額}$$

（１０）雑所得

雑所得とは、（１）から（９）以外の所得のことをいいます。雑所得には、**国民年金や厚生年金などの公的年金**も含まれます。

雑所得は、次のとおりに計算します。

$$\text{雑所得} = \text{収入金額} - \text{必要経費}$$

公的年金の場合は、必要経費に見合う経費を年金収入から控除します。

受給者の年齢	公的年金等の収入金額(A)		公的年金等所得額
65 歳以上※1	330 万円未満		A - 110 万円
	330 万円以上	410 万円未満	$A \times 75\% - 275,000$ 円
	410 万円以上	770 万円未満	$A \times 85\% - 685,000$ 円
	770 万円以上	1,000 万円未満	$A \times 95\% - 1,455,000$ 円
	1,000 万円以上		A - 1,955,000 円
65 歳未満※2	130 万円未満		A - 60 万円
	130 万円以上	410 万円未満	$A \times 75\% - 275,000$ 円
	410 万円以上	770 万円未満	$A \times 85\% - 685,000$ 円
	770 万円以上	1,000 万円未満	$A \times 95\% - 1,455,000$ 円
	1,000 万円以上		A - 1,955,000 円

※1 昭和 34 年 1 月 1 日以前に生まれた方

※2 昭和 34 年 1 月 2 日以降に生まれた方

- 公的年金等所得以外の所得の合計所得金額が、1,000 万円を超え、2,000 万円以下である場合は 10 万円を、2,000 万円を超える場合は 20 万円を公的年金等所得金額に加算します。

■ 所得控除

住民税では、所得控除を行うことにより、同じ所得金額の方でも、扶養親族数、障がいのある方など、それぞれの事情に応じた負担になるように調整しています。

所得控除は、**物的控除**と**人的控除**の 2 種類に分けられます。

1 物的控除

(1) 社会保険料控除

社会保険料控除は、前年中に社会保険料（各種健康保険、各種年金保険料、介護保険料など）を支払った場合に適用することができます。社会保険料控除は、社会保険料の支払い金額がそのまま控除額になります。

(2) 小規模企業等掛金控除

小規模企業等掛金控除は、前年中に小規模企業共済制度および心身障害者扶養共済制度に基づく掛け金などを支払った場合に適用することができます。小規模企業等掛金控除は掛け金などの支払い金額がそのまま控除額になります。

(3) 生命保険料控除

生命保険料控除は、生命保険や個人年金、介護医療保険の契約をしている場合に適用することができます。控除額は、契約日や支払った保険料の金額で計算方法が異なります。

(合計適用限度額 7 万円)

	支払った保険料の合計額	控除額
	12,000 円以下	支払った保険料の全額
新契約 H24.1.1 以降の契約	12,001 円～32,000 円	支払額 ÷ 2 + 6,000 円
(適用限度額 28,000 円) ※1	32,001 円～56,000 円	支払額 ÷ 4 + 14,000 円
	56,001 円以上	28,000 円
	15,000 円以下	支払った保険料の全額
旧契約 H23.12.31 以前の契約	15,001 円～40,000 円	支払額 ÷ 2 + 7,500 円
(適用限度額 35,000 円) ※2	40,001 円～70,000 円	支払額 ÷ 4 + 17,500 円
	70,001 円以上	35,000 円

※1 生命保険料に「一般分」、「個人年金分」、「介護医療分」が 2 種類以上ある場合は、個別に計算し、その合計額が控除されます。

※2 生命保険料に「一般分」と「個人年金分」の両方がある場合は、個別に計算し、その合計額が控除されます。

なお、新契約と旧契約の双方に加入している場合は、控除の適用方法について次の 3 つから選択することができます。

- ① 新契約のみ控除を適用する。
- ② 旧契約のみ控除を適用する。
- ③ 新旧双方の控除を適用する。

この場合、旧契約の適用限度額は 28,000 円になります。

(4) 医療費控除

医療費控除は、前年中に納税者本人や生計を一にする親族が、病気などで医療費を支払った場合に適用することができます。控除額は、次のいずれか多いほうの金額になります。
(限度額 200 万円)

ア 支払った医療費－補填される額－総所得金額等×5%

イ 支払った医療費－補填される額－10 万円 (限度額 200 万円)

セルフメディケーション税制による特例

前年中に納税者本人や生計を一にする親族が、健康の維持増進および疾病の予防への取り組みとして、スイッチ OTC 医薬品を購入した場合に適用されます。ただし、通常の医療費控除と選択制になっており、この控除が適用された場合、通常の医療費控除を受けることはできません。

控除額は、次のとおりとなります。

対象医薬品購入費－補填される額－12,000 円 (限度額 88,000 円)

(5) 地震保険料控除

地震保険料控除は、前年中に地震保険料を支払った場合に適用することができます。また、平成 18 年 12 月 31 日までに契約した長期損害保険（契約期間が 10 年以上で満期返戻金があるもの）も地震保険料控除の対象となります。なお、地震保険料と旧長期損害保険料の両方を支払った場合は、それぞれの控除額を合算した金額が控除額になります。(限度額 25,000 円)

	支払った保険料	控除額
地震保険料	50,000 円以下	支払額÷2 円
	50,001 円以上	25,000 円
旧長期損害保険料	5,000 円以下	支払った保険料の全額
	5,001 円～15,000 円	支払額÷2 + 2,500 円
	15,001 円以上	10,000 円

(6) 雑損控除

雑損控除は、前年中に災害や盗難などにあつて、住宅や家財に損害を受けた場合に適用することができます。控除額は次のいずれか多いほうの金額になります。

- ア (損失の金額－保険金などにより補填された金額)－総所得金額等×10%
- イ 災害関連支出の金額－5万円

令和6年能登半島地震の被災者に対する雑損控除の特例措置

令和6年能登半島地震で住宅家財等の資産に損害が生じた場合や災害に関連してやむを得ない支出をした場合、申告を行なうことにより令和6年度の個人住民税で雑損控除の適用を受けることができます。

2 人的控除

(1) 基礎控除

基礎控除は、本人の前年中の合計所得金額に応じて適用されます。次の表のとおり、合計所得金額が2,400万円を超えた方から控除額が逡減し、2,500万円を超えた方については、基礎控除が適用されません。

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超え 2,450万円以下	29万円
2,450万円超え 2,500万円以下	15万円
2,500万円超え	0円

(2) 扶養控除

扶養控除は、生計を一にする扶養親族の前年の合計所得金額が48万円以下の場合に適用することができます。ただし、対象の方が、事業専従者の場合や既に他の方に扶養されている場合は適用することができません。控除額は、年齢に応じて異なります。

被扶養者の年齢（前年 12 月 31 日時点）	控除額
16 歳未満	0 円※
16 歳以上 19 歳未満	33 万円
19 歳以上 23 歳未満	45 万円
23 歳以上 70 歳未満	33 万円
70 歳以上	38 万円
70 歳以上で同居父母など	45 万円

※ 平成 24 年度の住民税から、16 歳未満の扶養親族に対する扶養控除は廃止されました。
ただし、16 歳未満の扶養親族のうち障害者控除に該当する方がいる場合は、障害者控除のみ適用されます。

（３）障害者控除

障害者控除は、本人や同一生計配偶者、扶養親族に障がいのある方がいる場合に適用することができます。障害者控除を受けるためには、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳、戦傷病者手帳、障がい者控除対象者認定書（65 歳以上対象）が必要となります。

要件	控除額
障害者	26 万円
特別障害者※	30 万円
同居特別障害者※	53 万円

※ 特別障害者に該当する等級は次のとおりです。

- 身体障害者手帳…… 1、2 級
- 精神障害者保健福祉手帳……1 級
- 愛の手帳……1、2 度
- 戦傷病者手帳……特別項病から第 3 項症

また、同居特別障害者に該当する扶養親族等の要件は次のとおりです。

- 納税義務者と同居する配偶者
- 納税義務者またはその配偶者と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居する親族

(4) 寡婦、ひとり親控除

配偶者と死別または離別された方、婚姻されていない方、配偶者の生死が不明の方で、合計所得金額が 500 万円以下の場合は、寡婦またはひとり親控除が適用されます。

寡婦控除……26 万円

ひとり親控除……30 万円

		ひとり親控除	寡婦控除
扶養親族	あり	子を扶養	該当
		子以外を扶養	該当
	なし	配偶者と死別	該当
		配偶者と離別	非該当
		同一生計に子	該当

(5) 勤労学生控除

収入がある学生などで、前年の給与などの所得が 75 万円以下かつ勤労によらない前年中の所得が 10 万円以下の場合に適用されます。控除額は、26 万円になります。

(6) 配偶者控除、配偶者特別控除

① 配偶者控除

納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が 48 万円以下の配偶者を同一生計配偶者といいます。納税義務者の前年の合計所得金額が 1,000 万円以下で同一生計配偶者がいる場合は、控除対象配偶者といい、配偶者控除を適用することができます。

		納税義務者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超え 950万円以下	950万超え 1,000万円以下
控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円	0円
老人控除対象配偶者 (70歳以上)	38万円	26万円	13万円	0円

②配偶者特別控除

納税義務者の前年の合計所得金額が 1,000 万円以下で、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が 48 万円を超えかつ 133 万円以下である場合、配偶者特別控除を適用することができます。

配偶者の合計所得金額		納税義務者の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超え 950万円以下	950万円超え 1,000万円以下	
48万円超え	100万円以下	33万円	22万円	11万円	
100万円超え	105万円以下	31万円	21万円	11万円	
105万円超え	110万円以下	26万円	18万円	9万円	
110万円超え	115万円以下	21万円	14万円	7万円	
115万円超え	120万円以下	16万円	11万円	6万円	対象外
120万円超え	125万円以下	11万円	8万円	4万円	
125万円超え	130万円以下	6万円	4万円	2万円	
130万円超え	133万円以下	3万円	2万円	1万円	
133万円超え		0円	0円	0円	

■ 税率と特例

(1) 所得割の税率（総合課税）

所得割の税率は、区民税が 6%、都民税が 4%となっています。所得割額の計算方法は次のとおりです。

$$\text{区民税所得割額} = \text{課税総所得金額} \times 6\%$$

$$\text{都民税所得割額} = \text{課税総所得金額} \times 4\%$$

(2) 利子所得の税率

利子所得は、他の所得と分離し、都民税として利子割が課税されます。国内で支払われた利子に対する利子割は、銀行などが利子を支払う際に、所得税 15.315%、住民税 5%の税率で徴収されます。したがって、国外で支払われた利子がある方を除き、申告の必要はありません。

（３）配当所得の税率

上場株式等の配当所得に対しては、他の所得と分離し、都民税として配当割が課税されます。配当割は、証券会社が配当などの支払いの際、15.315%（平成25年1月1日から令和19年12月31日まで。なお、通常は5%）の税率で徴収します。したがって、申告の必要はありません。申告した場合は、翌年度に総合課税もしくは分離課税されます。

上場株式等の配当所得等に係る課税方式の一致

令和6年度（令和5年分）以降、特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得について、所得税と住民税の課税方式を一致させることとなりました。これにより、異なる課税方式を選択（所得税では総合課税または申告分離課税、住民税では申告不要など）することができなくなりました。

（４）退職所得の税率

退職所得の税額は、退職所得金額に区民税 6%、都民税 4%の税率を適用して計算します。

（５）土地や建物、株式などの譲渡所得の税率

土地や建物、株式などの譲渡所得は、他の所得と分離して計算します。さらに土地、建物の所有期間によって長期譲渡所得と短期譲渡所得とに区分され、それぞれ別々の方法で税額を計算します。

○長期譲渡所得……譲渡した年の1月1日において所有期間が5年を超えるもの

○短期譲渡所得……譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下のもの

①課税譲渡所得金額の計算方法

課税譲渡所得金額＝譲渡所得金額－特別控除額※

－（所得控除の規定の適用がある場合は、その所得控除額）

※特別控除額……居住用財産は3,000万円、収用交換などは5,000万円など

②税額の計算方法

【長期譲渡所得】

ア 一般、優良住宅地等の場合

		一般	優良住宅地等（特定所得）	
			2,000万円以下	2,000万円超え
課税譲渡所得金額 ×	区民税	3%	2.4%	3%－12万円
	都民税	2%	1.6%	2%－8万円
	所得税※	15%	10.0%	15%－100万円

イ 居住用財産などの場合（軽課所得分）

譲渡した年の1月1日において所有期間が10年を超える居住用の建物などとその敷地を譲渡した場合には、次のとおり軽減されます。

		6,000万円以下	6,000万円超え
課税所得金額×	区民税	2.4%	3%－36万円
	都民税	1.6%	2%－24万円
	所得税※	10.0%	15%－300万円

※ 所得税については、復興特別所得税の適用期間中（平成25年～令和19年）は、所得税額×102.1%となります。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除

平成16年1月1日から令和7年12月31日までの間に、その居住用に供している家屋又は土地などでその年の1月1日において、所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合、（一定の住宅借入金などの金額を有する場合に限ります。）その譲渡資産に係る譲渡損失の金額があるときは、一定の要件の元で、その譲渡損失の金額について、土地、建物などの譲渡による所得以外の所得との損益通算及びその年の翌年以後3年内の各年分（合計所得金額が3,000万円を超える年を除きます。）の総所得金額から繰越控除をすることができます。

居住用財産の買換えなどの場合の譲渡損失の繰越控除の特例

平成 11 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの間に、所有期間が 5 年（譲渡した年の 1 月 1 日現在）を超える居住用の家屋又は土地などを譲渡した場合、（譲渡契約締結日の前日において住宅借入金などを有しているなどの要件を満たす場合に限り、ただし、平成 16 年 1 月 1 日以降の譲渡については、この要件を除外します。）その譲渡をした年の翌年 12 月 31 日までの間に一定の買換資産の取得をし、かつ、その取得をした年の翌年 12 月 31 日までの間に居住用に供したときまたは供する見込みで、譲渡損失の金額があるときは、一定の条件のもと譲渡損失の金額について、その年の翌年以後 3 年内の各年分（その年末において買換資産に係る住宅借入金などを有し、かつ、合計所得金額が、3,000 万円以下である年度に限り、）の総所得金額などの計算上一定の方法により繰越控除する特例の適用を受けることができます。

【短期譲渡所得】

		一般	国や地方公共団体に譲渡
課税譲渡所得金額 ×	区民税	5.4%	3.0%
	都民税	3.6%	2.0%
	所得税※	30.0%	15.0%

※所得税については、復興特別所得税の適用期間中（平成 25 年～令和 19 年）は、所得税額 × 102.1% となります。

■ 税額控除

税額控除とは、課税標準額に税率をかけて算出された税額から差し引かれる金額のことをいいます。

（１）調整控除

所得税から住民税への税源移譲に伴い、納税者の税負担が極力変わらないよう、所得税と住民税の人的控除の差に基づく負担増の調整をするため、次の額が所得割額から控除されます。なお、合計所得金額が 2,500 万円を超える場合は、調整控除が適用されません。

① 合計課税所得金額が 200 万円以下である場合

次のアとイのいずれか小さい額の 5%（区民税 3%、都民税 2%）※

ア 人的控除額の差額の合計額 イ 合計課税所得金額

② 合計課税所得金額が 200 万円を超える場合

{人的控除額の差額の合計額－（合計課税所得金額－200 万円）} ×5%（区民税 3%、都民税 2%）※

※ ただし、この額が 2,500 円未満の場合は 2,500 円（区民税 1,500 円、都民税 1,000 円）となります。

（2）配当控除

配当所得がある場合、算出された所得割額から次の配当控除額が差し引かれます。

区分 課税所得金額※	利益の配当			特定投資信託			一般外貨建証券投資信託		
	区民税	都民税	所得税	区民税	都民税	所得税	区民税	都民税	所得税
1,000万円以下の部分に 含まれる配当所得の金額	1.6%	1.2%	10%	0.8%	0.6%	5%	0.4%	0.3%	2.5%
1,000万円を超える部分に 含まれる配当所得の金額	0.8%	0.6%	5%	0.4%	0.3%	2.5%	0.2%	0.15%	1.25%

※ 課税所得金額は次のア～ウに係るものを除きます。

ア 源泉分離課税になる証券投資信託に係る配当所得

イ 課税山林所得

ウ 課税退職所得

（3）住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

令和 4 年 1 月から令和 7 年 12 月までの間に入居した場合において、前年の所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合、その残額を住民税から控除します。控除額は、次の①と②の金額のいずれか小さい金額です。

① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税で控除しきれなかった額

② 所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の 5%の金額（上限 9.75 万円）

また、控除期間は、ZEH 水準省エネ、省エネ基準適合住宅のような認定住宅等の新築住宅などについては 13 年、認定住宅等以外の新築住宅などについては、居住年が令和 4 年、5 年の場合は 13 年、令和 6 年、7 年の場合は 10 年、既存住宅については 10 年になります。

(4) 寄附金税額控除

都道府県、区市町村または日本赤十字社東京都支部ならびに東京都共同募金会、東京都・板橋区が条例で指定した団体に 2,000 円以上寄附した場合、2,000 円を超えた部分の金額が控除の対象となります。ただし、控除上限対象額は、総所得金額の 30%です。

①と②の合計額を所得割の額から控除します。

① 基本控除

$$(\text{寄附金} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\%$$

○ 東京都および板橋区の条例指定団体に対する寄附金については、次の率により算出します。

- ・ 東京都が指定する寄附金 4%
- ・ 板橋区が指定する寄附金 6%

② 特例控除（ふるさと納税） 上限 住民税所得割額の 20%

$$(\text{地方自治体に対する寄附金} - 2,000 \text{ 円}) \times 90\% - (\text{所得税の税率}) \times 1.021 ※$$

※ 復興特別所得税の適用期間中（平成 25 年から令和 19 年）は、所得税率×1.021 となります。

(5) 外国税額控除

外国で得た所得について、その国の所得税などを納めているときは、一定の方法により、その外国税額が所得割額から差し引かれます。

■ 住民税の税額計算例

ここでは、サラリーマン A さんを例にこれまでに説明した課税計算をもとに、実際に住民税額を計算していきます。

家族構成 A さん、妻 B さん（45 歳）、子 C さん（17 歳）、子 D さん（18 歳）
住 所 東京都板橋区（令和 6 年 1 月 1 日現在）

A さんの所得の種類 給与所得
A さんの収入金額 6,000,000 円 妻、子は収入なし
健康保険の支払額 420,000 円
生命保険料（旧制度一般）の支払額 120,000 円

（1）所得割の計算

所得金額（p.14～18） （収入金額－必要経費など）	$6,000,000 \text{ 円} - 1,640,000 \text{ 円} = 4,360,000 \text{ 円} \cdots \cdots \textcircled{1}$
所得控除（p.18～24）	社会保険料控除 420,000 円 生命保険料控除 35,000 円 配偶者控除 330,000 円 扶養控除 660,000 円 基礎控除 430,000 円 $= 1,875,000 \text{ 円} \cdots \cdots \textcircled{2}$
課税総所得金額 （①－②）	$4,360,000 \text{ 円} - 1,875,000 \text{ 円} = 2,485,000 \text{ 円} \cdots \cdots \textcircled{3}$
所得割額 （③×税率）	区民税 $2,485,000 \text{ 円} \times 6\% = 149,100 \text{ 円} \cdots \cdots \textcircled{4}$ 都民税 $2,485,000 \text{ 円} \times 4\% = 99,400 \text{ 円} \cdots \cdots \textcircled{5}$
調整控除後の所得割額 （④または⑤－調整控除額）	区民税 $149,100 \text{ 円} - 1,500 \text{ 円} = 147,600 \text{ 円}$ 都民税 $99,400 \text{ 円} - 1,000 \text{ 円} = 98,400 \text{ 円}$
定額減税額（p.1）	定額減税額 $10,000 + (10,000 \times 3 \text{ 人}) = 40,000 \text{ 円}$ 区民税 $147,600 \text{ 円} - 24,000 \text{ 円} = 123,600 \text{ 円} \cdots \cdots \textcircled{6}$ 都民税 $98,400 \text{ 円} - 16,000 \text{ 円} = 82,400 \text{ 円} \cdots \cdots \textcircled{7}$

(2) 均等割

均等割額

区民税 3,000 円……⑧

都民税 1,000 円……⑨

(3) 年税額

区民税

123,600 円 + 3,000 円 = 126,600 円

((⑥) + ⑧)

都民税

82,400 円 + 1,000 円 = 83,400 円

((⑦) + ⑨)

森林環境税

1,000 円

計

211,000 円

■ 住民税の減免

減免制度とは、納税の猶予などによってもなお納税が困難であると認められるなど、担税力が著しく減少した場合、次に該当する方について、申請により、税負担の軽減や免除を行うものです。

- ① 生活保護法による扶助を受けることになったとき
- ② 災害（火災、水害など）により、被害を受けたとき など

コラム | 住民税と所得税

住民税は前年中の所得に対して課税されますが、所得税はその年の所得に課税されます。住民税は確定した所得に対して課税するため、所得税のような税金の還付はありません。

住民税は、区民の皆さまの地域に密着した行政サービスを行うための共同負担という性格を持っています。このため、税率や控除額などが次のように異なります。

1 税率の違い

○ 住民税（令和 6 年度）

	区民税	都民税
所得割額	6%	4%
均等割額	3,000 円	1,000 円

○ 所得税（令和 5 年分）

課税所得金額	税率※	速算控除額
195 万円未満	5%	0 円
330 万円未満	10%	97,500 円
695 万円未満	20%	427,500 円
900 万円未満	23%	636,000 円
1,800 万円未満	33%	1,536,000 円
4,000 万円未満	40%	2,796,000 円
4,000 万円以上	45%	4,796,000 円

※ 復興特別所得税の適用期間中（平成 25 年から令和 19 年は、所得税率×1.021 となります）。

2 所得控除

（1）物的控除

	住民税（令和 6 年度）	所得税（令和 5 年分）
生命保険料控除（限度額）	70,000 円	120,000 円
新契約（限度額）	28,000 円	40,000 円
旧契約（限度額）	35,000 円	50,000 円
地震保険料控除（限度額）	25,000 円	50,000 円
旧長期損害保険料（限度額）	10,000 円	15,000 円

(2) 人的控除

	住民税（令和 6 年度）	所得税（令和 5 年分）
【基礎控除（本人合計所得金額）】		
2,400 万円以下	43 万円	48 万円
2,400 万円超え 2,450 万円以下	29 万円	32 万円
2,450 万円超え 2,500 万円以下	15 万円	16 万円
2,500 万円超え	0 円	0 円
【扶養控除】		
16 歳以上 19 歳未満	33 万円	38 万円
19 歳以上 23 歳未満	45 万円	63 万円
23 歳以上 70 歳未満	33 万円	38 万円
70 歳以上	38 万円	48 万円
70 歳以上の同居の父母など	45 万円	58 万円
障害者控除	26 万円	27 万円
特別障害者控除	30 万円	40 万円
同居特別障害者	53 万円	75 万円
寡婦控除	26 万円	27 万円
ひとり親控除	30 万円	35 万円
勤労学生控除	26 万円	27 万円

【配偶者控除】

	納税義務者の合計所得金額						
	900万円以下		900万円超え 950万円以下		950万超え 1,000万円以下		1,000万円超え
	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税、所得税
控除対象配偶者	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円	0円
老人控除対象配偶者 (70歳以上)	38万円	48万円	26万円	32万円	13万円	16万円	0円

【配偶者特別控除】

配偶者の合計所得金額		納税義務者の合計所得金額						1,000万円超え
		900万円以下		900万円超え 950万円以下		950万円超え 1,000万円以下		
		住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	
48万円超え	95万円以下	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円	対象外
95万円超え	100万円以下	33万円	36万円	22万円	24万円	11万円	12万円	
100万円超え	105万円以下	31万円	31万円	21万円	21万円	11万円	11万円	
105万円超え	110万円以下	26万円	26万円	18万円	18万円	9万円	9万円	
110万円超え	115万円以下	21万円	21万円	14万円	14万円	7万円	7万円	
115万円超え	120万円以下	16万円	16万円	11万円	11万円	6万円	6万円	
120万円超え	125万円以下	11万円	11万円	8万円	8万円	4万円	4万円	
125万円超え	130万円以下	6万円	6万円	4万円	4万円	2万円	2万円	
130万円超え	133万円以下	3万円	3万円	2万円	2万円	1万円	1万円	
133万円超え		0円	0円	0円	0円	0円	0円	

3 税額控除（寄附金控除）

住民税	所得税
【対象範囲】 ① 都道府県、区市町村に対する寄附金 ② 住所地の都道府県共同募金会または日本赤十字社の支部に対する寄附金 ③ 都道府県、区市町村が条例により指定した団体に対する寄附金	① 国・地方公共団体に対する寄附金 ② 指定寄附金 ③ 特定公益増進法人に対する寄附金 ④ 特定公益信託の信託財産とするための支出 ⑤ 認定 NPO 法人等に対する寄附金 ⑥ 政治活動に関する寄附金 ⑦ 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額 ⑧ 震災関連寄附金

【所得控除】 なし	① 寄附金控除額 ……アとイのいずれか少ない方の金額 ア 支払った寄附金の金額－2,000 円 イ 総所得金額等×40% ② 震災関連寄附金控除額 (震災関連寄附金以外の寄附金＋震災関連寄附金)－2,000 円
【税額控除】 控除額……①と②の合計額 ① 基本控除 (寄附金－2,000 円) ×10% ② 特例控除 (住民税所得割の 2 割が限度) (地方自治体に対する寄付金－2,000 円) ×90%－(所得税の税率) ×1.021	① (政党等に対する寄附金－2,000 円) ×30% ② (認定 NPO 法人等に対する寄附金－2,000 円) ×40% ③ (公益社団法人等に対する寄附金－2,000 円) ×40% ④ (特定震災指定寄附金－2,000 円) ×40%

第3章 軽自動車税

■ 軽自動車税とは

軽自動車などを所有している方には、「軽自動車税（種別割）」、「軽自動車税（環境性能割）」、「自動車重量税」が課税されます。それぞれの納税義務者となる方は次のとおりです。

軽自動車税（種別割）

毎年4月1日現在に原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪、二輪の小型自動車、軽自動車を所有している方

軽自動車税（環境性能割）※

三輪以上の軽自動車を取得した方

自動車重量税

- ・ 軽自動車、二輪の小型自動車の新規登録をされた方
または継続検査などを受けた方
- ・ 軽二輪の新規登録をされた方

※自動車取得税の廃止に伴い、令和元年10月1日創設

■ 軽自動車税（種別割）の税率

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日に板橋区を定置場とする原動機付自動車、小型特殊自動車、軽二輪車、二輪の小型自動車の所有者（所有権留保付き売買の場合は、その車両の使用人）に課税されます。納期限は、毎年5月末日（5月末日が閉庁日の場合は、翌開庁日）です。

軽自動車税（種別割）の税率は次のページのとおりです。

1 原動機付自転車・二輪車などの税額

種 別		税 額
原動機付 自 転 車	一種※ 1 50cc 以下 又は 0.6kW 以下	2,000 円
	二種乙 50cc 超え 90cc 以下 又は 0.6kW 超え 0.8kW 以下	2,000 円
	二種甲 90cc 超え 125cc 以下 又は 0.8kW 超え 1kW 以下	2,400 円
	ミニカー※ 2 (三輪以上で 20cc 超え 50cc 以下 又は 0.25kW 超え 0.6kW 以下)	3,700 円
小型特殊 自 動 車	農耕作業用	2,400 円
	その他（フォークリフト等）	5,900 円
雪上車（スノーモービル）		3,600 円
軽二輪車（125cc 超え 250cc 以下）		3,600 円
二輪の小型自動車（250cc 超え）		6,000 円

※1 特定小型原動機付自転車を含みます。

※2 ミニカーについては、側面が構造上解放されている車室を備えかつ輪距が 0.5m 以下である三輪のものは含まれません。

2 三輪および四輪以上の軽自動車の税額

種 別		旧税額	標準税額	重課税額
軽三輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円
軽四輪 (乗用)	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
軽四輪 (貨物)	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

○ 旧税額は、平成 27 年 3 月 31 日以前に最初の新規検査を受けた車両に適用されます。

○ 重課税額は、最初の新規検査を受けてから 13 年経過した車両に適用されます。令和 6 年度は初度検査年月が平成 23 年 3 月以前のものに適用されます。ただし、次に該当す

る場合は、重課税額が適用されません。

- ・ 電気軽自動車、天然ガス軽自動車
- ・ メタノール軽自動車、混合メタノール自動車
- ・ ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車
- ・ 被けん引車

3 環境負荷に小さい軽自動車に対する軽減

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪または四輪以上の軽自動車で、表1の要件を満たすものについて、令和6年度の軽自動車税（種別割）が軽減されます。（軽自動車税（種別割）のグリーン化特例）

【表1】

対象車		内容
電気軽自動車		
天然ガス軽自動車（H30年排出ガス規制に適合するもの。または、H21年排出ガス規制に適合し、かつH21年排出ガス基準より10%以上窒素酸化物の排出量が少ない車両）		約75%軽減 表2①の税額
ガソリン車、ハイブリッド車など	R2年度燃費基準達成かつR12年度燃費基準を90%達成した乗用営業用軽自動車	約50%軽減 表2②の税額
	R2年度燃費基準達成かつR12年度燃費基準を70%達成した乗用営業用軽自動車	約25%軽減 表2③の税額

【表2】

種 別		軽減税額		
		①	②	③
軽三輪		1,000円	2,000円 (乗用営業用のみ)	3,000円 (乗用営業用のみ)
軽四輪	自家用	1,800円		
(乗用)	営業用	2,700円		
軽四輪	自家用	1,000円		
(貨物)	営業用	1,300円		

■ 令和 7 年度の主な税制改正

軽自動車税（種別割）のグリーン化特例について、表 2③の税額は、令和 6 年度取得分（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けたもの）までが対象となります。

■ 各種手続き場所

車種によって手続き場所が異なります。

車 種	手続き・問合せ先
原動機付自転車 小型特殊自動車	板橋区役所総務部課税課税務係 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号 Tel 03 (3579) 2095 Fax 03 (5248) 7099
軽二輪車 二輪の小型自動車	東京運輸支局 練馬自動車検査登録事務所 練馬区北町 2 丁目 8 番 6 号 Tel 050 (5540) 2032
軽自動車	軽自動車検査協会 東京主管事務所 練馬支所 板橋区新河岸一丁目 12 番 24 号 Tel 050 (3816) 3101

こんなときは、すぐに手続きを！

次に該当する場合でも、廃車の手続きをしないと軽自動車税（種別割）が課税されますので、速やかに手続きをお願いいたします。

- ① 車両を他人に譲渡した場合
- ② 車両が解体や盗難により無くなった場合
(盗難に遭われた場合、警察と区の両方に届出が必要です。)
- ③ 車両が使用不能となり、処分したり、業者などに下取りに出したりした場合
- ④ 板橋区外に転出した場合

■ 手続きに必要なもの（原動機付自転車、小型特殊自動車）

原動機付自転車、小型特殊自動車の手続きに必要なものは次のとおりです。

（１）登録（ナンバープレートの交付）に必要なもの

届出理由	新規 販売店から購入したとき	譲渡 人から譲り受けたとき (親族、個人間売買を含む)		転入 他市区町村から転入したとき	
必要なもの	①販売証明書	廃車届出済	廃車未届	廃車届出済	廃車未届
		①廃車申告 受付書 ②譲渡証明書	①ナンバー プレート ②標識交付 証明書 ③譲渡証明書	①廃車申告 受付書	①ナンバー プレート ②標識交付 証明書
		来庁する方の本人確認書類（共通） （代理の方が手続きする場合）委任状※			

※ 届出日現在、住民登録が板橋区にあり、所有者と同一世帯の親族が手続きをする場合は、省略できます。また、販売店の従業員が手続きをする場合、届出理由が新規のときに限り、委任状が省略できます。

（２）廃車（ナンバープレートの返納）手続きに必要なもの

- ① ナンバープレート※1
- ② 標識交付証明書
- ③ 来庁する方の本人確認書類
- ④ （代理の方が手続きする場合）委任状※2

※1 紛失などで返納できない場合は、200 円の弁償金を納めていただきます。

警察署に盗難届を出された方は、廃車申告書に「届出警察署名、届出年月日、盗難届受理番号」を記入してください。区で届出警察署に盗難届の受理が確認できた場合は、弁償金は不要となります。

※2 届出日現在、住民登録が板橋区にあり、所有者と同一世帯の親族が手続きをする場合は、省略できます。また、販売店の従業員が手続きをする場合、委任状が省略できます。

なお、廃車手続きはご本人及び販売店の従業員に限り郵送でも受け付けております。上記の①～③に加え、廃車届と返信用封筒を同封して、送付してください。

【廃車届見本】便せんなどにご記入ください。

廃車届	
標識番号	板橋区 あ 1234
住 所	板橋区板橋 2-66-1
氏 名	軽自 太郎
電話番号	1234-5678
廃車理由	使用不能、譲渡など
車名、車台番号、排気量などを記入	



廃車届は区ホームページからもダウンロードできます。

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/zei/keijidousha/1001767.html>

■ 軽自動車税（種別割）の減免

次のいずれかに該当する場合、納期限までに申請があれば、その年度の軽自動車税（種別割）は減免されます。軽自動車税（種別割）の減免は自動更新されませんので、毎年度申請が必要となります。

- ① 心身に一定の障がいがあり歩行が困難な方、またはその方のために使用する場合（普通自動車を含めて1台に限ります。）
- ② 身体などに障がいがある方の利用に供する専用の構造を持つ車両（車いす移動車）を所有する場合
- ③ 災害などにより生活が困難になった場合
- ④ 生活保護法により生活扶助を受けている場合
- ⑤ 身体などに障がいがある方のための通所施設を運営する法人または個人で、当該施設利用者の移送および利用者への供給物品の輸送を専用とする車両を所有する場合
- ⑥ 中国残留孤児等自立支援給付を受けている場合

第4章 その他の区税

■ 特別区たばこ税

特別区たばこ税は、たばこの消費に対して課税され、たばこの製造業者などが板橋区内の小売事業者販売した、たばこの本数に応じて計算されます。

令和5年度に板橋区内の小売業者に売り渡された本数は、約5億9,678万本で、たばこ税による歳入は、約39億1,021万円でした。これは、板橋区の区税収入全体の約7.7%にあたります。板橋区のたばこ税による歳入は、23区中9番目となっています。

■ 特別区たばこ税の税率（1,000本あたり）

	特別区 たばこ税	都たばこ税	国たばこ税	たばこ特別税 (国営)
平成30年10月1日から 令和2年9月30日まで	5,692円	930円	5,802円	820円
令和2年10月1日から 令和3年9月30日まで	6,122円	1,000円	6,302円	820円
令和3年10月1日から	6,552円	1,070円	6,802円	820円

■ 1本あたりのたばこ税

20本入り、580円の商品を購入した場合の税金の内訳は次のとおりです。

	税目	1箱あたり	1本あたり	税が占める割合
地方税	特別区たばこ税	131.04円	6.552円	22.6%
	都たばこ税	21.40円	1.070円	3.7%
国税	国たばこ税	136.04円	6.802円	23.5%
	たばこ特別税	16.40円	0.820円	2.8%
	消費税	52.73円	2.6365円	9.1%
合計		357.61円	17.8805円	61.7%

■ 入湯税

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設などの整備や観光の振興に要する費用にあてるための目的税です。

令和5年度の板橋区での歳入は、約83万円でした。

○ 納 め る 方……鉱泉浴場の入湯客

○ 納 付 額……1人につき150円

ただし、12歳未満の子どもや共同浴場、一般の公衆浴場・施設の利用金額が1,200円以下の場合は課税されません。

○ 納付時期と方法……鉱泉浴場の経営者が入湯客から税金を預かり、1ヶ月分をまとめて翌月末日までに区に申告して納付します。

■ 特別区たばこ税と入湯税の電子申告

令和5年10月16日から、^{エルタックス}eLTAXにて、特別区たばこ税と入湯税の「電子申告」と「電子納税」が可能となりました。詳しくは、次の特設ページをご覧ください。

PCdesk Next 特設ページ (eLTAX) <https://www.eltax.lta.go.jp/news/07816>

第5章 納税について

■ 特別区民税・都民税・森林環境税の納税

(1) 納税のしくみ

ア 自営業などの方（普通徴収）

区から「納税通知書」により納税義務者に税額が通知されます。

通知された税額を4回の納期（6月・8月・10月・翌年1月）に分けて、納税義務者本人が区に納付します。

イ 給与からの特別徴収の対象となっている方（特別徴収）

区から「特別徴収税額通知書」により特別徴収義務者（会社など）を通して税額が本人に通知されます。会社は、この税額を6月から翌年の5月まで毎月の給与から差し引いて区に納入します。原則として、納期限は給与が支払われた月の翌月10日までとなっています。

ウ 公的年金からの特別徴収の対象となっている方（年金特別徴収）

区から「納税通知書」により納税義務者に税額が通知されます。年金保険者が4・6・8・10・12・翌年2月の年金支給時に年金から差し引いて区に納入します。

(2) 納めるところ

○ 窓口での支払い

- ・ 銀行、信用金庫、信用組合など
- ・ 東京都、山梨県および関東各県所在のゆうちょ銀行、郵便局
- ・ 区役所および各区民事務所
- ・ コンビニエンスストア等（50音順）【普通徴収のみ】
セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ポプラグループ、ミニストップ、ローソン、MMK(マルチメディアキオスク)設置店

○ キャッシュレス決済【普通徴収のみ】

- ・ モバイルレジアプリ
モバイルバンキング、クレジットカード
- ・ 電子マネーアプリ
楽天ペイ、PayPay、au PAY、d払い、J-Coin Pay、LINE Pay

詳しくは区ホームページをご覧ください。

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/zei/noufu/1044449/index.html>

区 HP



普通徴収の方は、ぜひ口座振替を

申込方法

① 金融機関の窓口

納税通知書と預(貯)金通帳、通帳の届出印の 3 点をお持ちのうえ、口座のある金融機関・郵便局へお申し込みください。申込書類は区内の金融機関・郵便局に置いてあります。

② 区役所の窓口（ペイジー口座振替受付サービスによる申込）

ペイジー受付サービスとは、専用端末にキャッシュカードの磁気ストライプを通して、暗証番号を入力するだけで口座登録が完了する簡単・便利なサービスです。

【窓 口】板橋区役所納税課（北館 3 階 11 番窓口）・区内各区民事務所

【必要なもの】キャッシュカード、本人確認書類（個人番号カード、運転免許証等）

【申込対象金融機関】

銀 行……みずほ、ゆうちょ、三菱 UFJ、三井住友、りそな、きらぼし

信用金庫……巣鴨、東京、城北、西京、瀧野川、朝日

○ 来庁者本人名義のキャッシュカードのみ手続き可能です。

○ キャッシュカードが読み取れない場合（磁気が弱い等）はお手続き出来ません。予めご了承ください。

③ 郵送で申し込む方法

窓口営業時間内に手続きができない方は、区役所に郵送で申し込むことができます。申込書類は区役所ホームページに掲載のダウンロード版をご利用いただくか、納税課庶務・収納係（Tel 03-3579-2133）宛てにお問い合わせください。

（3）地方税共通納税システム

特別徴収分の住民税は、地方税共同機構が運営する「地方税共通納税システム」を利用して、勤務先や自宅の PC などから納入することが可能です。

詳しい利用方法については、エルタックスeLTAXホームページ内にある「地方税共通納税システム」

をご覧ください。

eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/>

■ 軽自動車税（種別割）の納税

（１）納めるところ

○ 窓口での支払い

- ・ 銀行、信用金庫、信用組合など
- ・ 全国のゆうちょ銀行・郵便局
- ・ 区役所および各区民事務所
- ・ コンビニエンスストア等（50 音順）
セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、
ポプラグループ、ミニストップ、ローソン、MMK(マルチメディアキオスク)設置店

○ キャッシュレス決済

- ・ モバイルレジアプリ
モバイルバンキング、クレジットカード
- ・ 電子マネーアプリ
楽天ペイ、PayPay、au PAY、d 払い、J-Coin Pay、LINE Pay

区 HP



詳しくは、区ホームページをご覧ください。

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/zei/noufu/1044449/index.html>

（２）地方税お支払いサイト（^{エルタックス}eLTAXを利用した電子納税）

「地方税共同機構」が運営する「地方税お支払いサイト」にて、令和 5 年 4 月 1 日以降に作成された納付書に印字されている「^{エル}eL- ^{キューアール}Q R」の読み込みや「^{エル}eL番号」の入力を行うことによって、様々な納付方法で軽自動車税（種別割）の納付をすることが可能となりました。詳しくは、「地方税お支払いサイト」ホームページをご覧ください。

「地方税お支払いサイト」ホームページ <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser>

■ 延滞金

特別区民税・都民税・森林環境税や軽自動車税などの特別区税を定められた納期限までに納められなかった場合は、納期限内に納付した方との公平性を保つため、延滞金が加算されます。延滞金は、納期限の翌日から納める日までの期間の日数に応じて年 14.6%（納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間については 年 7.3%）の割合で計算されます。（本則）

なお、当分の間、延滞金の割合は、「延滞金特例基準割合（※）」を適用しています。

※ 延滞金特例基準割合とは、租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により、各年の前年の 11 月 30 日までに財務大臣が告示する割合（各年の前々年の 9 月から前年の 8 月までの各月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の平均）に、年 1%を加算した割合です。

令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの延滞金については、納期限の翌日から 1 月を経過するまでの期間は、年「7.3%」と「延滞金特例基準割合（1.4%）+1%」のいずれか低い率が適用され、2.4%の割合となっています。納期限の翌日から 1 月を経過する翌日以後は、年「14.6%」と「延滞金特例基準割合（1.4%）+7.3%」のいずれか低い率が適用され、8.7%の割合で計算されます。

■ 納付相談

災害や病気、あるいは事業の不振などで納期内に納めることができない場合は、納期前に納税課（Tel 03-3579-2138・2141・2135・2145）にご相談ください。

特別区税の納期限※1

	軽自動車税（種別割）	特別区民税・都民税・森林環境税		
		（普通徴収分）	（年金特別徴収分）※2	（特別徴収分）※2
4月			4月分	
5月	全期			
6月		第1期	6月分	毎月
7月				
8月		第2期	8月分	
9月				
10月		第3期	10月分	
11月				
12月			12月分	
1月		第4期		
2月			2月分	
3月				

随時……退職所得にかかる住民税、軽自動車税（環境性能割）

※1 納期限が土曜日、日曜日、国民の休日又はその他の休日に当たるときは、その翌日が期限となります。

※2 納期限は、それぞれの月の翌月 10 日となります。

第6章 税の証明書

■ 特別区民税・都民税・森林環境税の証明書

(1) 証明書の種類と記載事項

特別区民税・都民税・森林環境税（以下、「住民税」といいます。）の証明書は、1月1日に住民登録のあった市区町村で発行しています。板橋区で発行可能な住民税の証明書は、次の3種類です。

種 類	記載事項
課税証明書	○ 前年1年間の所得 ○ 住民税額 ○ （必要に応じて、）所得の種類・所得控除の内訳
非課税証明書	○ 前年1年間の所得 申告内容により、記載されない場合があります。 ○ 税額「0円」 ○ （必要に応じて、）所得の種類・所得控除の内訳
納税証明書	○ 課税証明書に記載されている事項 ○ 納付済み額、未納額（納期限未到来分も含む） ○ 納付済み分の徴収方法と月別期別 納付してから2～3週間以内に証明書が必要な場合は、領収書（原本）をお持ちください。

(2) 証明年度

証明する年度の前年中の所得について記載されます。所得証明としてご利用の方は、何年中の所得が記載されたものが必要なのか、あらかじめご提出先にご確認ください。

例：令和6年度課税証明書→令和5年中の所得を記載

(3) 申請に必要なもの

① 本人確認書類

官公署発行の顔写真付きのもの（個人番号カード、運転免許証など）は1点、その他（健康保険の資格確認書、各種保険証など）は2点必要です。

② 手数料 1通あたり300円

③ （代理の方が申請する場合、）委任状※

※ 申請日現在、住民登録が板橋区にあり、本人と住民票上同一世帯の親族が手続きをする

場合は、省略できます。また、東京都及び板橋区パートナーシップ宣誓の受理証明書などをお持ちの方は、委任状が省略できる場合がございます。詳しくは、課税課税務係（Tel 03-3579-2095）までお問い合わせください。

委任状の様式は区ホームページからダウンロードすることができます。

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/koseki/shomeisho/1001603.html>

区 HP



プライバシーの保護

各個人には、それぞれ他人に知られたくない情報（プライバシー）があります。とりわけ所得などは最も知られたくないことの一つです。地方税法は、税務職員が知ったプライバシーを漏らすことを禁止し、プライバシーの保護を厳しく定めています。このため、税証明書の発行にあたって、本人確認書類や委任状を持参いただくようお願いしています。ご理解とご協力をよろしくお願いします。

■ 軽自動車税（種別割）納税証明書

軽自動車税（種別割）納税証明書には、継続検査を受ける際に使用する継続検査用（車検用）とその他の目的で使用する一般用があります。

（１）申請に必要なもの（一般用の場合）

- ① 本人確認書類
- ② 手数料 1 通あたり 300 円
- ③ （代理人が申請する場合は、）委任状

納付してから 2～3 週間以内に証明書が必要な場合は、領収書（原本）をお持ちください。

■ 税の証明書の申請場所

- 各区民事務所 月曜日から金曜日 8 時 30 分から 17 時まで（年末年始、祝日を除く）
- 戸籍住民課 本庁舎南館 1 階
 - ・ 月曜日から金曜日 8 時 30 分から 17 時まで（年末年始、祝日を除く）
 - ・ 夜間開庁 毎週火曜日 19 時まで（年末年始、祝日を除く）
 - ・ 日曜開庁日 毎月第二日曜日 9 時から 17 時まで

夜間開庁と日曜開庁日は、即日発行できない場合があります。

- 課税課税務係 本庁舎北館 3 階 13 番窓口

月曜日から金曜日 8時30分から17時まで（年末年始、祝日を除く）

■ コンビニエンスストアでの税の証明書発行（コンビニ交付サービス）

全国のコンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機で税の証明書を取得することが可能です。（なお、一部のコンビニエンスストアでは発行できません。）

（１）コンビニ交付サービスをご利用いただける方

- ① 利用者証明用電子証明書の暗証番号を登録されている方
- ② 証明する年度の1月1日に板橋区に住民登録があり、かつ申請日現在板橋区に住民登録のある方（板橋区からご転出された方はご利用いただけません。）
- ③ 所得の申告などをされている方
- ④ 住所、氏名に規格外の文字が含まれていない方
- ⑤ 住所、氏名が印刷可能な文字数を超えていない方

（２）コンビニ交付サービスで発行可能な税の証明書

住民税課税（非課税）、納税証明書（現年度・前年度分の2年度分）

- 毎年6月10日頃に新年度に切り替わります。
- 住民税が非課税の方は納税証明書を発行することはできません。

（３）必要なもの

- ① 個人番号カード（利用者証明用電子証明書の暗証番号が登録されたもの）
- ② 手数料 1通 200円

（４）サービス提供時間

6時30分から23時まで（年末年始・システムメンテナンス日ほか区ホームページに掲載の日を除く）

（５）その他注意事項

- コンビニ交付サービス発行では、個人番号カード所有者本人分のみ発行可能です。同一世帯の家族分をまとめて発行することはできません。
- 記載事項が制限された証明書、扶養親族氏名、調整控除額、住民税定額減税控除額が記載された税の証明書はコンビニ交付サービスで発行することはできません。必要な場合は、窓口にてご申請ください。
- 納税額が0円の場合、納税証明書は「納付済額¥0」で発行されます。
- コンビニエンスストア等で住民税を納付されても反映には約3週間かかります。納付後約3週間以内にその納税の事実が記載された納税証明書が必要な場合は、領収書（原

本)を持参のうえ、課税課窓口(本庁舎北館3階13番)、各区民事務所窓口でご申請ください。

■ 住民税の証明書の郵送請求

住民税の証明書は原則としてご本人に限り、郵送でもご申請できます。お電話、委任状による代理人からの申請は受け付けておりません。

郵送でご申請する場合は、次の4点を送付してください。

① 申請書(便せんなどに次の事項をご記入ください)

○ 現住所、氏名※、生年月日

※ 証明する年度の1月1日以降に姓が変わった方は旧姓も記入してください

○ 証明する年度の1月1日現在の板橋区の住所

○ 日中連絡のつく電話番号

○ 必要な証明書の年度、証明書の種類、必要通数、使用目的

申請書は区ホームページからもダウンロードすることができます。

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/koseki/shomeisho/1001692.html>



② 1通につき300円分の定額小為替(手数料として)

○ 無記名で同封してください。(購入後6ヶ月以内のもの)

③ 返信用封筒

○ 切手を貼付し、住所、氏名をご記入ください。送付先は原則としてご本人の住所地に限ります。

④ 本人確認書類の写し(現住所が記載されているもの)

例: 個人番号カード、運転免許証など

【送付先】

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号

板橋区役所 課税課税務係

注 申請書を送付されてから証明書が到着するまで約10日間お時間をいただきます。

第7章 Q&A

住民税が給与から差し引きされているのに納付書が届いた

Q：私は住民税を給与から差し引きされています。ところが6月にも納付書が届きました。二重に課税されているのでしょうか。

A：給与のほかに確定申告をした所得のある場合、給与からの差し引きのほかに普通徴収の方法により、納めることがあります。

- ① 給与所得に対する差し引き分……特別徴収
- ② 確定申告した給与以外の所得分を納付書により納める……普通徴収

源泉徴収票と税額通知書の所得額が違う

Q：会社からの令和5年分源泉徴収票と、令和5年度住民税税額通知書の所得金額が違っていましたが誤りではないでしょうか。

A：令和5年分源泉徴収票の所得は令和5年1月から令和5年12月までの所得が記入されます。これに対し住民税は前年所得課税の方法をとっているため、令和5年度住民税税額通知書には、令和4年1月から令和4年12月までの所得が記入されます。したがって令和5年分源泉徴収票の所得金額は、令和6年度住民税税額通知書の所得と同じになります。

年の途中で転入した場合の課税地と証明書の発行について

Q：私は令和6年1月15日にA市から板橋区に転入して来ました。令和6年度の住民税はどちらに納めるのでしょうか。また住民税の証明書はどちらに請求するのでしょうか。

A：A市で課税され、A市に納めることになります。住民税は課税年度の1月1日に住んでいるところで課税されることになっているためです。したがって、令和6年度の住民税の証明書もA市で発行することになります。

昨年、退職したが納税通知書が届いた

Q：私は令和5年の12月末に退職し、住民税も清算しました。しかし、令和6年6月に納税通知書が届きました。どうしてでしょうか。

A：住民税は所得税とは異なり、前年所得課税方式をとっており、令和6年度の住民税は令

和 5 年中の所得に対して課税されます。会社で行う特別徴収では、令和 4 年中の所得に対する令和 5 年度分の住民税を、令和 5 年 6 月から令和 6 年 5 月までに納めます。12 月に退職した際には、令和 6 年の 1 月から令和 6 年 5 月分まで（令和 5 年度住民税）を清算しました。令和 5 年分の所得に対する住民税納税通知書は令和 6 年度分として 6 月に届くことになります。

パート収入について

Q：パートで働いていますが、どれくらいの収入から課税されるのでしょうか。また、夫の税金にはどのように影響するのでしょうか。

A：パート収入は給与所得として取り扱われ、収入が 103 万円を超えると所得税がかかります。住民税は、100 万円を超えると課税されます。

一方、夫の税額に影響する配偶者控除は、妻の収入が 103 万円まで認められます。配偶者特別控除は妻の収入が 2,015,999 円以下の場合、その金額と夫の合計所得に応じて認められます（ただし、夫の合計所得金額が 1,000 万円以下の場合）。

障害者手帳がなくても、障害者控除は受けられるか

Q：父は 70 歳ですが、数年前から認知症の症状がでており、介護なしでは生活できません。障害者手帳は持っていませんが、障害者控除を受けることができますか。

A：65 歳以上の高齢者で障がい者と同等の障がいのある方は、各福祉課（福祉事務所）などで障がい者控除対象者認定書の交付を受ければ、障害者控除を受けることができます。

板橋区の住民税は高いのか

Q：昨年 A 市から板橋区へ転入しましたが、住民税が今までより高いのはどうしてでしょうか。

A：全国の市区町村で同じ税率を使用していますので、原則、転居によって税額が変わることはありません。所得金額が前年よりも増えたか、または控除が減ったためと考えられます。

窓口のご案内

■ 板橋区役所

所在地 | 〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目 66 番 1 号

開庁日 | 月曜日から金曜日 8 時 30 分から 17 時まで（年末年始、祝日を除く）

各担当窓口

- | | |
|----------------------------------|--|
| ○ 住民税の申告、相談 | 課税課課税第一～四係（北館 3 階 12 番窓口）
Tel 03-3579-2101 |
| ○ 軽自動車税（種別割）の相談
原動機付自転車の登録、廃車 | 課税課税務係（北館 3 階 13 番窓口）
Tel 03-3579-2095 |
| ○ 課税（非課税）、納税証明書の発行 | 課税課税務係（北館 3 階 13 番窓口）
Tel 03-3579-2095
戸籍住民課 南館 1 階窓口、各区民事務所 |
| ○ 住民税、軽自動車税（種別割）納付相談 | 納税課（北館 3 階 11 番窓口）
Tel 03-3579-2138 |

日曜・平日夜間開庁について

戸籍住民課にて課税（非課税）・納税証明書の発行、納税課にて納付相談を行っています。

日曜開庁日 毎月第 2 日曜日 9 時から 17 時まで

夜間開庁 毎週火曜日 19 時まで

注：住民税の申告・相談、原動機付自転車の登録・廃車は行っておりません。

■ 区民事務所

- 仲町区民事務所 〒173-0022 板橋区仲町 20 番 5 号
Tel 03-3959-4105
- 常盤台区民事務所 〒174-0071 板橋区常盤台三丁目 27 番 1 号
Tel 03-3967-6711
- 志村坂上区民事務所 〒174-0051 板橋区小豆沢二丁目 19 番 15 号
Tel 03-3969-7571
- 蓮根区民事務所 〒174-0043 板橋区坂下二丁目 18 番 1 号
Tel 03-3969-7581
- 下赤塚区民事務所 〒175-0092 板橋区赤塚六丁目 38 番 1 号（赤塚庁舎内）
Tel 03-3938-5110
- 高島平区民事務所 〒175-0082 板橋区高島平三丁目 12 番 28 号
Tel 03-3938-1191

■ 都税の問合せ

- 固定資産税、不動産取得税、評価証明、公課証明、無資産証明など
板橋都税事務所 〒173-8510 板橋区大山東町 44 番 8 号 Tel 03-3963-2111
- 個人事業税、法人事業税、地方法人特別税、法人住民税など
豊島都税事務所 〒171-8506 豊島区西池袋 1 丁目 17 番 1 号 Tel 03-3981-1211
- 普通自動車税、軽自動車税（環境性能割）
都税総合事務センター 〒176-8517 練馬区豊玉北 6 丁目 13 番 10 号
Tel 03-3525-4066（東京都自動車税コールセンター）

■ 国税の問合せ

- 所得税、相続税、贈与税、消費税、納税証明書その 1・その 2 など
板橋税務署 〒173-8530 板橋区大山東町 35 番 1 号 Tel 03-3962-4151

刊行物番号

R06－99

区税ガイドブック

令和 6 年度発行

編集・発行 板橋区総務部課税課

〒173-8501 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号

電 話 03（3579）2095

再生紙を使用しています。